

[事案 22-172] 高度障害保険金請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定打切り

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当する高度障害状態となったが、自殺が原因であるので約款上免責であるとして高度障害保険金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

申立人（被保険者）は平成 21 年 10 月、自宅において自殺を図ったが未遂に終わり、溢頸を原因とする低酸素脳症となり、約款上の「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」「中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」に該当する高度障害状態となった。（その点については保険会社も認めている。）

そこで、定期保険特約付終身保険(平成 14 年加入)にもとづき保険会社に高度障害保険金の支払いを請求したところ、保険会社は、自殺が原因であり約款の免責事由（被保険者の故意）に該当するとして、支払不可との通知を受けた。

しかしながら、下記のとおり、精神病により自由な意思決定能力を欠く状態で自殺企図行為を行ったものであり、約款の免責事由には当たらず、納得できないので遅延損害金を付けて高度障害保険金を支払ってほしい。

- (1) 診断書によれば、本件の自殺企図行為は病状（気分変調症）に伴う症候群の一つである。
- (2) 本件で自殺の動機となるような事実は見当たらない。

<保険会社の主張>

下記理由により、本件自殺企図行為は申立人の自由な意思決定によるものであり、本件約款の免責事由たる「被保険者の故意」に該当するため、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人は「気分変調症」であり、精神障害の程度は比較的軽症であった。
- (2) 診断書は不支払通知の後に作成されたもので、確定的な判断を述べるものでもない。
- (3) 申立人は、転職、家族関係、交際関係について悩みを抱えており、自殺の動機が存在した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容に基づき審理したが、本件においては、下記のとおり、事故時における申立人の意思能力の判断をするためには、事故当時の診療記録や申立人の言動等の事実により、専門医の鑑定等を経なければならないが、当審査会は、裁判外紛争処理機関であり、かかる調査、証言を得て、鑑定をする手続きを持たないことから、本件は裁判手続きにおいて解決することが妥当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項（4）により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 障害診断書には、高度障害状態となった傷病名の原因として「自殺未遂」と記載されていることから、高度障害状態に陥ったことが被保険者の故意によるものと推定される。
しかし、故意と言えるためには、当該行為者に自由な意思決定能力を必要とし、かかる

能力を喪失していたか、あるいは著しく減退していたような場合には、故意により事故を招致したとはいえ、免責事由には該当しないことになる。

(2) 本件では、故意による事故であることが推定されることから、請求者においてこれを覆すに足りる立証をしなければならない。

しかし、申立人より提出された診断書等のみでは、被保険者（申立人）が本件事故時に精神疾患に罹患しており、かかる疾病が本件事故を惹起した可能性は認められるものの、かかる疾患が存在することによって、直ちに自由な意思決定能力が欠けていたか、あるいは著しく減退していたと認定することはできない。